

令和7年第3回 岡谷市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年3月27日（木）午後2時00分から

2. 場 所 401B会議室

3. 出席者（15人）

I. 農業委員（8人）

会 長	1 番	宮澤 淑
委 員	2 番	今井 久夫
〃	3 番	濱 由美子
〃	4 番	山岡 啓助
〃	5 番	早出 澄雄
〃	6 番	清水 江身子
〃	7 番	山田 和男
〃	8 番	高林 敬子

II. 推進委員（3人）

小口 建二
山崎 和彦
伊藤 範雄

III. 事務局職員（4人）

局 長	小林 隆志
次 長	黒渕 浩人
主 任	後藤 円佳
会計年度職員	黒河内 規子

4. 欠席委員

なし

5. 議事録署名委員

2 番 今井 久夫
6 番 清水 江身子

6. 議 事

- ・議案第10号 農地法第3条の規定による許可処分について
- ・議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請書の進達について
- ・議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請書の進達について
- ・議案第13号 農用地利用集積計画の決定について
- ・議案第14号 最適化の指針の見直し及び令和7年度最適化活動の目標設定について
- ・議案第15号 農作業標準労賃・機械作業料金について

7. 会議の概要

会長代理 みなさん、こんにちは。ただいまより令和7年第3回岡谷市農業委員会総会を開催します。本日は全員出席していますので、本総会はこちらに成立していることを宣言します。それでは会長から挨拶をよろしくお願いします。

会長 あいさつ(省略)
それでは日程3に入ります。本日の議事録署名委員の指名をいたします。2番 今井 久夫 委員、6番 清水 江身子 両委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
(了承)

議長 それでは日程4の議事に入ります。議案第10号 農地法第3条の規定による許可処分につきまして上程をいたします。1番、地区は駒沢地区です。高林委員、よろしくお願いします。

高林委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、川岸駒沢地区で、県道下諏訪辰野線を辰野方面に進み、川岸東四丁目信号機手前を左折、旧雇用促進住宅から山際にあり、傾斜地に農地が連なっている一角であります。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、譲受人と申請代理人が立ち会いました。譲渡人は、遠方に居住しており、申請地を有効に利用することができないので、どなたかに申請地を贈与したいと市の農業委員会事務局に相談、農業委員会事務局の紹介で譲受人に贈与となりました。また、譲受人は定年にあたり、農地を譲り受け、農業に専念したいとのことです。隣接地への影響、境界確認ですが、申請地は譲受人の農地に接しており、作業性が良いこと、周りの農地は以前から譲受人の親戚が耕作しており、境界について問題ありませんでした。以上、所有権の移転について特に問題ないと判断しましたが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま高林委員から説明があり、所有権の移転について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。続きまして、2番、地区は駒沢地区です。高林委員、よろしくお願いします。

高林委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、川岸駒沢地区で県道下諏訪辰野線を辰野方面に進み、川岸東四丁目信号機を左折、交差点より昌福寺に向かい、100mほど進んだところにあり、周囲を住宅が囲んでおります。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、譲受人が立ち会いました。譲渡人は、遠方に居住しており、申請地を有効に利用することができないので、譲受人に贈与したい、また、譲受人は親の代より農地を借り受け耕作しており、農地を譲り受け、引き続き耕作したいとのことです。隣接地への影響、境界確認ですが、申請地は傾斜地にあるため、石垣により仕切られており、特に問題ありませんでした。以上、所有権の移転について特に問題ないと判断しましたが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。ただいま高林委員から説明があり、所有権の移転について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、2番を決定とさせていただきます。議案第10号は以上です。続きまして、議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請書の進達について1番、地区は西堀地区です。小口委員、よろしく申し上げます。

小口委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、県道岡谷下諏訪線の岡谷東高校前信号機を300mほど下諏訪方面に進み、田中橋手前の美容室アイズの角を右折し、下ったところにあります。周辺は東側が横河川の土手、その周りは住宅街となっております。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、測量をしました会社の社員1名が立ち会いました。境界は、コンクリート柱、木柱等で明確になっていました。なお、申請地西側の市の用悪水路につきまして、払い下げをしていただくということで話がついているとのことでした。造成につきましては、全体的に高低差があるため、東側用悪水路より10cmほど高く盛り土をするとのことです。なお、隣接地所有者には倉庫用敷地及び住宅用敷地とする旨を説明し了承を得ているということです。排水計画ですが、雨水については宅地内処理とのこと。また、申請地は埋蔵文化財地域ではありません。以上、農地転用について特に問題ないと判断しましたが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。ただいま小口委員から説明があり、農地転用について

特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。議案第11号は以上です。続きまして、議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請書の進達につきまして上程いたします。1番、地区は西堀地区です。小口委員、よろしくお願いいたします。

小口委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、先ほど議案第11号で説明いたしました申請地の隣の農地です。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、測量をしました会社の社員1名が立ち会いました。境界は、木柱等で明確になっていました。造成につきましては、全体的に高低差があるため、東側用悪水路より10cmほど高く盛り土をすることです。なお、隣接地所有者には倉庫用敷地及び住宅用敷地とする旨を説明し了承を得ているということです。排水計画ですが、生活雑排水は公共用下水道に接続とのこと。また、申請地は埋蔵文化財地域ではありません。以上、農地転用について特に問題ないと判断しましたが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま小口委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。続きまして、2番、地区は新倉地区です。山崎委員、よろしくお願いいたします。

山崎委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、県道下諏訪辰野線を辰野方面に進み、カク山木材建設(有)を左折、天竜川に向かって100mほど入ったところにあります。この地域は、中央道を作るにあたって山の斜面を削り土砂を埋めて構造改善を行った一面田んぼでありましたが、昨今は宅地化が進み、現在農地が少なくなっている状況であります。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、申請代理人が立ち会いました。申請地は、構造改善して区画整理を行っている地域ですので、実測図が法務局にあります。境界はコンクリート柱、金属鈎、刻印等で

明確になっていました。また、隣接地立会いも済んでおります。隣接する市道とは段差がありません。特に盛り土は考えていないとのこと。また、申請地は埋蔵文化財地域ではありません。以上、農地転用について特に問題ないと判断しましたが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま山崎委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、2番を決定とさせていただきます。続きまして、3番、地区は東堀地区です。伊藤委員、よろしくお願いします。

伊藤委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、西側には横河川、南側には中央東線、東側には東堀線があり、北側には住宅があり、日当たりが良い休耕田です。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、譲受人の社員1名が立ち会いました。境界は、コン柱、刻み、鉄柱等で明確になっていました。造成ですが、道路が狭いので、セットバックをします。申請地と馬入れ・水路境界部分にコンクリート擁壁を設置し、3区画を囲います。排水計画ですが、雨水については、浸透枿などを設置するなど宅内で処理し、生活雑排水については、公共用下水道に接続するとのこと。また、申請地は埋蔵文化財地域ではありません。以上、農地転用について特に問題ないと判断しましたが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま伊藤委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、3番を決定とさせていただきます。続きまして、議案第12号は以上です。続きまして、議案第13号 農用地利用集積計画の決定につきまして上程いたしますので事務局よりご説明をお願いします。

黒渕次長 議案第13号 農用地利用集積計画の決定について事務局から説明いたします。議案第13号の資料と併せまして、カラー刷りのチラシも一緒にご覧ください。今までは農業経営基盤強化促進法に基づき、相対による農地の貸し借りが行われてき

ましたが、令和7年3月末をもって廃止となります。今後ですが、湊栃久保地域につきましては地域計画対象地域ですので、農地中間管理機構を通して農地の貸し借りを行っていきます。貸借料の決定も徴収もすべて農地中間管理機構で行うようになります。また、湊栃久保地域以外につきましては、農地法第3条の許可申請になります。農地の権利移転につきましては、今までも農地法第3条の許可申請をしてきましたが、農地の貸借についても農地法第3条の許可が必要になってきます。申請をして許可書を出して成立という形になっていきます。昨年12月に農家組合にお配りをしていますが、チラシの通りに手続き方法が変わりますので、皆さんにも問い合わせが来たりするかと思いますが、法改正によって手続きがかわっておりますと説明していただくとともに、不明な点がありましたら事務局のほうまで問い合わせをするようにとお伝えください。

〔議案第13号を朗読〕

先ほども説明しましたが、令和7年3月末をもって農業経営基盤強化促進法で相対による農地の貸し借りが出来なくなってしまうので、湊栃久保地域につきましては、終期が3月末より先のところもありましたが、始期を前倒しして4月1日から新たに利用権設定の期間設定をしたので、更新が増えているところであります。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました、この議案について何かご意見はありますでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということですので、議案第13号 農用地利用集積計画の決定とさせていただきます。続きまして、議案第14号 最適化の指針の見直し及び令和7年度最適化活動の目標設定について上程いたしますので事務局よりご説明をお願いします。

黒淵次長 事務局から説明いたします。毎年、農業委員会の年度ごとの目標設定を4月30日までに設定することになっています。

〔別紙様式1を朗読〕

今日お示しさせていただきましたが、この目標につきましては、農業会議に一度確認をさせていただいて、修正等し、4月の総会の時点で修正をしたものをお出しして、これでやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました、この議案について何かご意見はありますでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということですので、議案第14号 最適化の指針の見直し及び令和7年度最適化活動の目標設定について決定とさせていただきます。続きまして、議案第15号 農作業標準労賃・機械作業料金について上程いたしますので事務局よりご説明をお願いします。

黒渕次長 事務局から説明いたします。令和7年度の農作業標準労賃・機械作業料金についてですが、県の方から上乘せされた数字を算用しておりまして、資料のとおりすべての作業料金が改定されて増えております。ホームページにもアップロードさせていただきますが、委員の皆様には農業者の方から聞かれた場合にはこちらの表を見てお伝えして結構ですし、詳しい内容につきましては事務局に連絡いただければ説明いたします。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました、この議案について何かご意見はありますでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということですので、議案第15号 農作業標準労賃・機械作業料金について決定とさせていただきます。日程4の議事は以上です。ここまでで何かご質問等がありますでしょうか。

山崎委員 先ほどの農地の貸し借りの方法が変わりますということですが、今までは①の利用権設定で農地の貸し借りをしていたのが3月末で終わりになって、湊栃久保地域以外の農地の貸し借りは②の農地法第3条の申請をしていくということでしょうか。

黒渕次長 農地法第3条の貸借につきましては、現地調査を行ないませんが、今まで通り総会に上げていこうと思っております。

山崎委員 申請をする人が大変になるのでしょうか。

黒渕次長 書式も簡易的に修正しましたし、農地法第3条の申請には登記簿謄本が必要になってくるのですが、事務局のほうで公用申請をして取得することにして申請者の方にあまり負担をかけないように考えております。

清水委員 中間管理機構を介した時でも賃借料は変わらないということでしょうか。

黒淵次長 今度は中間管理機構が行うようになります。

小林局長 地域計画ですが、今は湊栃久保地域だけにしていますが、今後は市内全域にしていく必要があると思っております。地域計画対象地域以外の農地はいろいろな支援等がもらえなくなってしまうので、ゆくゆくは資料の③になっていくと思っています。その際にはご相談させていただきます。

議長 以上をもちまして、令和7年第3回岡谷市農業委員会総会を閉会します。

【閉会 午後2時44分】

令和7年3月27日

議長 氏 名 宮 澤 淑

議事録署名委員 氏 名 今 井 久 夫

氏 名 清 水 江 身 子